

## 人と人との架け橋

川端経営労務事務所 社会保険労務士 川端 努

〒540-0012

大阪市中央区谷町 2 丁目 5 番 4 号 ラドルフビル5F

TEL 06-6945-5518 / FAX 06-6945-5087

URL <http://roumu-support.com>

E-mail [t-kawabata@roumu-support.com](mailto:t-kawabata@roumu-support.com)



## 雇用情勢の悪化と助成金制度

### 厳しい情勢が続く

厚生労働省が発表した 1 月の有効求人倍率は、前月より 0.06 ポイント低い 0.67 倍で、2003 年 9 月以来、5 年 4 カ月ぶりの低水準を記録しました。また、総務省が発表した 1 月の完全失業率は 4.1% で、前月より 0.2 ポイント改善したものの、依然として高い数値となっています。完全失業者の数は、前年同月比 21 万人増の 277 万人に上っています。世界的な金融危機と景気後退を受け、生産・雇用情勢が一段と悪化している折り、政府は様々な雇用対策を打ち出しています。

### 数値でみる雇用情勢

有効求人倍率とは、ハローワークで職を探している人 1 人につき何人分の求人があるかを示す数値で、雇用情勢の動向が比較的早く数値に反映されると言われています。1 月における数値の低下は、1992 年以來の大幅なものとなりました。

完全失業率は、15 歳以上の働く意思のある人のうち、まったく職についていない人の比率を示す数値です。1 月は 3 カ月ぶりに改善しましたが、これは厳しい雇用情勢を受けて職探しを一時見合わせる人や、女性の短時間労働者が増えるなどしたための形式的・一時的なもののみられ、雇用情勢の厳しさは変わらないと判断されています。

### 助成金による政府の雇用改善対策

政府は雇用対策の一環として、助成金制度の新設と要件緩和・要件拡充を次々に打ち出しています。

例えば、新たに「若年者等正規雇用化特別奨励金」が創設されています。これは、雇用改善を目指し正規雇用を支援するもので、「採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等」または「年長フリーターおよび 30 代後半の不安定就労者」を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用する場合に、中小企業には総額 100 万円の奨励金を支給するものです。この他にも、「中小企業緊急雇用安定助成金」、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」等、様々な助成金制度が創設され、要件が緩和されています。

### 助成金による雇用改善策は実るか

このような助成金制度による雇用対策により、政府の目指す雇用改善はどれだけ図られるのでしょうか。その成果が有効求人倍率や完全失業率に数値として現れてくるまでには、まだまだ時間がかかりそうです。雇用情勢の悪化が今後も続くことが懸念されます。

## 希望退職制度を実施する場合の注意点

### 希望退職制度とは？

希望退職制度は、退職金を増額することなどを条件として、あくまでも企業側と従

業員側との「合意」に基づいて実施される制度です。従来、解雇回避のための、あるいは解雇等に先んじて行われるべき人員削減策として用いられてきました。

希望退職者の募集は、特定の労働者に対して行われるのものではなく、会社全体もしくは少なくとも事業場単位で行われるものとされています。一般に、希望退職者の募集は労働契約解約のための申込みの誘因であると考えられますので、希望退職者の募集自体は、使用者側からの解約の申込みの意思表示ではありません。

そして、労働者が応募することにより、解約の申込みの意見表示をしたこととなります。そして、会社がこれに対して承諾の意思表示を行えば労働契約は終了します。

#### 制度を実施する場合の手順

企業の状況により異なる場合もありますが、希望退職制度を実施する際の一般的な手順は、次の通りです。

募集対象・人員・期間などの検討・設定  
退職条件・退職予定日などの検討・設定  
労働組合や従業員代表との協議  
従業員への説明会の開催  
希望退職募集の案内（1次・2次...）  
応募受付、募集の締切り  
合意書の作成など

#### トラブル発生の回避が重要

希望退職制度を実施する際には、労働者との間にトラブルが発生しないような配慮が必要です。特に、従業員の退職合意の任意性を損なわないように十分注意する必要があります。退職に応じるように個別の従業員を執拗に説得するなどの行為は、後々のトラブルに繋がる可能性があります。

#### 利用が進まない「ジョブ・カード制度」

##### 「ジョブ・カード制度」の概要

ジョブ・カード制度は、企業現場でのOJT

（実習）、教育訓練機関等でのOFF-JT（座学等）による職業訓練を通じて、フリーターや子育て終了後の女性など、職業経験の少ない人の能力を高め、就職を支援することをねらいとしてスタートしました。

ジョブ・カードの発行希望者は、企業現場・教育訓練機関で実践的な職業訓練を受け、その評価結果である評価シート等を取得し、これを自らの職歴・教育訓練歴、取得資格などの情報とともに「ジョブ・カード」として取りまとめます。ジョブ・カードを作成することにより、自分の職業能力・意識を整理することができ、また、作成したジョブ・カードは、常用雇用を目指した就職活動や職業キャリア形成に幅広く活用できるとされています。

#### 政府の対策は？

制度の導入からまもなく1年が経過しますが、制度自体の認知度が低く、そのメリットが広く知られていないうえ、職業訓練希望者の受入れを表明した企業は現在約2,100社と少ない状況です。また、昨秋からの急激な不況で雇用が縮小しており、企業が今後の受入れに二の足を踏むことも予想されます。普及促進のため、政府は、制度のテコ入れを始めています。まず、企業現場における職業訓練の際にかかる賃金の助成率が、中小企業では「2分の1」から「4分の3」に引き上げられました。また、訓練受入企業の参考となる「モデル評価シート」「モデルカリキュラム」等を作成し、企業の便宜を図っています。

#### 当事務所よりひとこと

昨年末から今月にかけて、政府の雇用対策として各種助成金制度が新設・改正されています。『助成金簡易診断アンケート』を作成しましたので、受給可能性の判断材料としてご活用下さい。弊所にてコンサルティングと申請代行も行っておりますのでお気軽にご連絡ください。

労務管理・就業規則・社会保険・年金のことでお困りの時は、お気軽にご相談下さい。